

令和 8 年 6 月市議会 教育厚生委員会資料

第 5 9 号議案 令和 8 年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

目次

ページ

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 令和 8 年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計総括表 | P 2 |
| 2 | 【歳出】寡婦福祉資金貸付金 | P 3 |
| 3 | 【歳入】寡婦福祉資金貸付金元利収入 | P 5 |

こ ども 部
令和 8 年 6 月

1 令和8年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計総括表

(単位：千円)

歳 入				当初	補正額	補正後
款	項	目				
1	繰入金			6,325	0	6,325
	1	一般会計繰入金		6,325	0	6,325
		1 一般会計繰入金		6,325	0	6,325
2	繰越金			39,516	0	39,516
	1	繰越金		39,516	0	39,516
		1 繰越金		39,516	0	39,516
3	諸収入			15,178	682	15,860
	1	貸付金元利収入		13,059	682	13,741
		1 貸付金元利収入		13,059	682	13,741
		母子父子福祉資金貸付金元利収入		12,133	0	12,133
		寡婦福祉資金貸付金元利収入		926	682	1,608
	2	雑入		2,119	0	2,119
		1 違約金及び延納利息		2,119	0	2,119
合 計				61,019	682	61,701

(単位：千円)

歳 出				当初	補正額	補正後
款	項	目				
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			21,503	682	22,185
	1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		21,503	682	22,185
		1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		21,503	682	22,185
		母子父子福祉資金貸付金		12,033	0	12,033
		寡婦福祉資金貸付金		924	682	1,606
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費事務費		8,546	0	8,546
2	公債費			17,276	0	17,276
	1	公債費		17,276	0	17,276
		1 元金		17,276	0	17,276
3	繰出金			22,240	0	22,240
	1	繰出金		22,240	0	22,240
		1 一般会計繰出金		22,240	0	22,240
合 計				61,019	682	61,701

2 【歳出】寡婦福祉資金貸付金

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
12～13	1 母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費	1 母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費	1 母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費	1-1	寡婦福祉資金貸付金	千円 682

(1) 概要

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計において、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親世帯及び寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、必要な資金を貸し付けている。

このうち、寡婦世帯を対象とする寡婦福祉資金貸付金について、令和8年5月下旬に貸付申請があり、支援のため貸付が必要と認められるが、予算の不足が生じることから増額補正するもの。

ア 貸付申請の概要

(ア) 件数

1件

(イ) 貸付金の種類

修学資金（子を高校、大学等に修学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金）

(ウ) 申請額（令和8年度）

1,606千円

イ 予算額等

区分	当初	補正後	増減
貸付件数	1件	1件	0件
貸付額	924千円	1,606千円	682千円



(2) 貸付金の種類

種類	対象経費	貸付金限度額
①事業開始資金	新たに事業を開始するための経費	372万円又は558万円
②事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための経費	186万円
③修学資金	高校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の授業料等	月額 2万7千円～18万3千円 (学校の区分等で異なる)
④就学支度資金	小、中、高校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の入学金等	9万1,600円～59万円
⑤技能習得資金	自ら事業を開始し又は就職に必要な知識技能を習得するための授業料等	月額 6万8千円 自動車免許取得 46万円
⑥修業資金	自ら事業を開始し又は就職に必要な知識技能の習得に要する経費	月額 6万8千円 自動車免許取得 46万円
⑦就職支度資金	就職するために直接必要な被服等の身の回り品を整えるための経費	11万円 通勤用自動車購入 34万円
⑧医療介護資金	短期(1年以内)の医療又は介護を受けるために必要な経費	医療(一般) 34万円 医療(特別) 51万円 介護 50万円
⑨生活資金	医療介護資金を借受け、医療又は介護期間中の生活維持等、家計急変者の生活に要する経費	下記以外 月額 11万8千円 技能習得 月額 14万1千円 家計急変 児童扶養手当準拠額
⑩住宅資金	現に居住し、かつ所有する住宅の補修費、住宅購入費	一般 150万円 特別(災害時) 200万円
⑪転宅資金	転居のため、住宅の賃借に必要な敷金、前家賃、運送費等	26万円
⑫結婚資金	扶養しているこどもの婚姻に際し要する経費	34万円

(3) 寡婦福祉資金貸付金の実績

年度	件数	貸付金額	貸付種類
H25	1	600,000円	修学資金
H26	0	0円	—
H27	0	0円	—
H28	1	847,000円	修学資金
H29	1	924,000円	修学資金
H30 ～ R7	0	0円	—

(4) 財源内訳

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	県支出金	その他 ※	一般財源
当初予算額①	千円 924	千円 -	千円 -	千円 924	千円 -
補正額②	682	-	-	682	-
補正後の額 (① + ②)	1,606	-	-	1,606	-

※寡婦福祉資金貸付金元利収入（利子収入は除く）

3 【歳入】寡婦福祉資金貸付金元利収入

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
10~11	3 諸収入	1 貸付金元利収入	1 貸付金元利収入	1	寡婦福祉資金貸付金 元利収入	千円 682

(1) 概要

寡婦福祉資金貸付金（歳出）を増額補正することに伴い、同額を増額するもの。

区分	当初	補正後	増減
寡婦福祉資金元利収入	926千円	1,608千円	682千円
うち元利収入	924千円	1,606千円	682千円
うち利子収入	2千円	2千円	0千円

本特別会計の元利収入は、市の債権額（過去の貸付けに係る償還予定額）の範囲内で、歳入歳出が同額となるよう計上する仕組みであり、今回補正後の元利収入1,608千円は、寡婦貸付金の債権額の範囲内である。